観心本尊抄の大綱

株橋諦秀

観心本尊抄の大綱を窺はんとするに当っては、当然本抄に対する文段を拝見しなければならないが、その文段たるや古来その数多く、従って註釈者において科文の方法は各別であって一様ではない。本抄文段中最古のものとされているものに、縮刷遺文第二続集(三)所載の「観心本尊得意抄」(録内観心本尊の得意抄—縮一三三〇—とは別)があって、これを五段抄と称しているが、勿論この文段は宗祖大士の親撰ではない。当流の妙蓮寺日忠聖人は「中山門流の相伝には大綱五重の文段と云云。真偽計り難し。蓮師の御内証に叶ふや否や、無分別の重なり」(宗全、本宗二、五六)と疑ひ、本隆寺開山日真聖人は「私に云く、此の科文は世流布に宗師御制作と云云……。然りと雖も実には中山本妙寺第四祖日祐の制作なり」(真門要集別巻一一八)としている。これが宗祖の親科でないとして、この五段抄を基本として本抄構成の大綱を論じているものが少くない。常師見聞を始め、本隆寺日真の見聞、安国院日講の啓蒙等それである。果してこの五段抄が本抄の大綱を知るべき適正なるものなりやといえば、そうではない。本抄一部の文を五段に分節することも不適正であり、而もこの書が主眼とするところは、一念三千の己心本尊の開顕にありとしている点が、全く宗祖の本懐に叶っているものとはいえない。その他先聖諸師の科文の是非料簡はさておき、今五段抄よりも或は古くないかとも考えられ、而も本抄における宗祖の真意を斟酌するのに最も適正と信じられる、わが日隆聖人の文段によって本抄一部の大綱を論ずることにし

よう。

本抄は日隆聖人の科文に示せる如く、大分して三段とすることができる。即ち第一段は本抄冒頭の「摩訶止観第五云」（縮九二八主三九）より「妙楽大師云当知身土乃至一身一念遍於法界等云云」（九三九一〇七）に至るまでの文で、この第一段には滅後本尊の意神として観心の法体たる一念三千を挙げて之を釈し、第二段は「夫始自寂滅道場」（九三九一〇八）より「識法華者可得世法歟」（九四九一二三）に至るまでの文で、ここには本門の本尊の正躰たる能摂南無妙法蓮華経を顕示するので、その中第一に滅後末法本尊の正躰として、一念三千能摂総持の南無妙法蓮華経を正顕し、第二にはその総持南無妙法蓮華経本尊の末法に流化すべき道理・文証・現証の三証を経て説示し、第三段は本抄最後の「不識一念三千乃至恵帝不異者也」（九四九一二四）の総結の文であって、これは総じて能摂南無妙法蓮華経本尊を末法下機の衆生に授与する旨を示されたものである。

一、第一段　観心の法体たる一念三千

さて第一段の滅後本尊の意神たる観心の法体たる一念三千を釈顕する文は自ら分れて二となる。その第一は観心の法体たる一念三千の出処を説くのであり、第二は一念三千の観心の正躰を示すのである。

先づ第一の一念三千の出処として本抄の冒頭に摩訶止観第五の正観章の文を出して以て、一念三千の正拠と定め、次に「問曰玄義明一念三千名目乎」（九二八九四）より以下に八重問答を設けて、一念三千は天台大師講述の法華三大部中の玄義・文句にも未だ示さず、彼の二部は主として法華経の教相面を説く釈書なれば、書中に百界千如の意を説くことがあっても、未だ観心の法体たる一念三千の名を出さないのである。この玄・文二部はをろか、正しく法華経の観心義を解説せる摩訶止観に於てさえ、前四巻の中には未だ一念三千の名目すら見ることはできない。これ前四巻は止

観十章中の大意乃至方便の六章を解説するもので、妙解・妙行の中には妙解の分にして未だ妙行の域に至っていない故である。一念三千は止観十章の第七正観章、即ち正修止観を説く第五巻に至って始めて、一念三千の観心義を明されたのである。而もこの摩訶止観第五所釈の一念三千は天台大師の本懐、「説己心中所行法門」であることを示されたのである。

而して三に「問曰百界千如与一念三千」(九二九九五)以下第九・十・十一の三問答に於て、一念三千の法躰を以て滅後の本画本尊の意神となすことを説示されたのである。

第一段の第二、一念三千の観心の正躰を明す文は、「問曰出処既聞之」等(九三〇九六)の第十二問答以下であって、此の文を大いに分って二とする。即ち一は理具一念三千を明す文、二に「但遮初大難者」(九三七一〇四)より以下は事具一念三千を明す文である。

一の理具一念三千を明す文に於てまた二あり。初は十界互具、特に凡夫の己心に仏界を具する義の信じ難きを示し、次に「問曰教主釈尊自レ之堅固秘レ之」(九三三一〇〇)以下は凡夫の己心に自行因果、化他能所円備の教主釈尊を具足することの信じ難きを明すのである。

初の十界互具特に仏界己心所具の信じ難きを明す中、一に第十二問答の「問曰出処既聞之」(九三〇九六)以下の文に於て、「観心者観ニ我己心一見ニ十法界一。是云ニ観心一也」とて直ちに一念三千の観心の義を的示し、而もこの観心も我等衆生が直ちに一念三千の理体を対象として観ずる純智力の観心ではなく、「譬如下雖レ見ニ他人六根一未レ見ニ自面六根一……向ニ明鏡一之時始見中自具六根上」(九三〇九七)等とて、法華経の教説並に摩訶止観所釈の明鏡に向って之を信知する信知の観心の意を説き、而して

二に「問曰法華経何文」等(上同)の第十三問答の文に於て明鏡として、総別に約して十界互具の経証を挙げ、

三に「問曰自他面」等（九三一～九八）の第十四問答に於て十界互具難信の義を示して妙経を称揚し、

四に「問曰経文並天台章安」等（同上九八）の第十五問答、並に「問曰於六道雖不分明」等（同上）の第十六問答に於て、我等の如き凡夫の己心に六凡・四聖の十界を具することを釈し、

五に「問曰十界互具仏語分明」以下（九三二～九九）の第十七問答に於て、十界互具の中特に凡心に仏界を具するの義は難信ではあるが、「如二堯舜等聖人一者於二万民一無二偏頗一」、「不軽菩薩於二所見人一見二仏身一。悉達太子自二人界一成二仏身一」（九三三～一〇〇）等の現証を以て之を信ずべき信心観を強説せられているのである。

次に「問曰教主釈尊自之堅固秘之」（同上）以下の第十八問答は、我等凡夫の己心に自行因果、化他能所円備の教主釈尊を具することの信じ難きを難じて、之に答ふるのであるが、その難問の中、

一に総じて教主釈尊の自行・化他の徳行を挙げて、「如レ是仏陀以レ何我等凡夫之令レ住二己心一乎」（同上）と問難し、

二に別して爾前・迹門等に於ける教主釈尊の自行因果・化他能所の徳行を挙げ、更に本門に於ける本仏釈尊の自行因果・化他能所等を挙げ、而して「此等皆我一念十界歟、己心三千歟、雖レ為二仏説一不レ可レ信レ之」（九三四～一〇一）と問詰し

三に爾前諸経論と法華経とを対論して、この両者の説は一仏の二言で相違しているが、経の数量よりいへば却って爾前諸経論に付くべきで法華経の説は信じ難しと難じ、

四に馬鳴・天親等の諸論師と天台大師とを対比して、十界互具、一念三千は天台の臆説にして法華経にその証文がなく、むしろ法華経には「断諸法中悪」（諸法の中の悪を断ず）とあるではないかと責め

五には更に清涼・恵苑等諸人師の天台に対する評説を挙げて、

最後に

夫レ一念三千法門ハ一代権実削二名目一ヲ四依諸論師不レ載二其義一ニ。漢土日域人師モ不レ用レ之。如何カ信ゼンヲレ之。（九三五～一〇二）

と結し、重ねて請答するのである。

以上第十八問の意は要するに、一に教主釈尊に関する難問、二に爾前諸経論と法華経との対論、三に諸論師と天台大師との対論、四に諸人師と天台大師との対論である。

右の難問に対する答は「答曰此難最甚最甚」（九三五一〇二）以下の文であって、この答釈は一に諸経と法華経との相違に対するもの、二は諸論師と天台との対論に答うるもの、三に諸人師と天台との対論に答うるもの、四は法華経の「断諸法中悪」の語に対する釈明であり、五は教主釈尊に関しての難問に対する応答である。

以上何れも本文について了解すべきで、今は説明を略しておく。只五の教主釈尊に関する難問、即ち久遠劫来の自行因果・化他能所を円備する教主釈尊等を、どうして我等凡夫の己心に住せしめるやという難問に対しては、難信難解を以て答えられたのである。故に此の答釈は未だ教主釈尊に関する難問に対する正答とすることはできない。正答は下の「但遮初大難者」以下に述べられている、而して後、答を結して、

夫自仏至于滅後二千八百余年、経歴三国但有三人始覚知此正法。所謂月支釈尊・真旦智者大師・日域伝教。此三人内典聖人也。（九三六一〇四）

と示されている。

以上第十八問答を終って、第十九問答を以て内証同致の竜樹・天親と天台帰伏の諸宗の諸師を挙げられている。

さて「但遮初大難者」（九三七一〇四）以下は第一段の第二、観心の正躰を明す中の二、事具一念三千を説き顕す文である。之について四に分って述べてみよう。

その第一は「但遮初大難者」より「本画二像之本尊有名無実也」（九三八一〇六）までの文で、ここに事具一念三千、法体を以て衆生成仏の根本種子、諸仏菩薩成道の種子並に本画本尊開眼の種子とすることを明すのである。即ち初に開経

たる無量義経の文を出して、父母子和合の事具一念三千を以て一切衆生成仏の正因仏種なることを示し、次に結経たる普賢経の文を引いて、事具三千は三世諸仏の出世成道の種子なることを示し、而してこの本門の立場より爾前権迹諸経の敗種なる旨を明し、後に結文して

雖レ然所レ詮非二一念三千仏種一者有情成仏、本画二像之本尊有名無実也（同上）

と明されたのである。

事具一念三千を明す第二は、第二十問の「問曰上大難未聞其会通如何」（同上）以下、「自然譲与彼因果功徳」までの文で、ここに事具三千の法体を能摂具足せる総名妙法蓮華経の事行観心を説くのである。即ち先づ無量義経の文を出して、我等凡夫は未だ六度を行ずることを得ざるも、我等の受持の一念に、本仏釈尊の六度満行の功徳を具足することを明し、次に法華・涅槃の二経と竜樹等の四釈を引いて妙法蓮華経は具足の義即ち能具能摂の義を有しており、この妙法蓮華経の総名に十界互具、事具三千の法体を具足するの意を示し、後に我等の聞法信心の受持の一行に本仏釈尊久遠所修の因果の功徳を自然譲与されることを明して

釈尊因行果徳二法妙法蓮華経五字具足。我等受二持此五字一自然譲二与彼因果功徳一。（同上）

と仰せられたのである。

而して事具三千の観心を明す第三は、「四大声聞領解云」（九三八〇七）以下「我等己心菩薩也」までの文であって、こゝには総名所摂の迹本因果の相を明すのである。その中初には「四大聲聞領解云」の下は総名体具の迹門十界の因果を示すものであり、次の「寿量品云然我実成仏已来」云云の下は総名体具の本門十界の因果を挙示するものであって、迹門の因果を先示して後、本門の因果を更示するものである。十界具足の総名妙法蓮華経を受持する者は迹門の因体たる九界の功徳と迹門の果徳たる仏界との功徳を受得するもので、「須臾聞之即得阿耨菩提」（須臾聞之は一念随喜のこと、聞之の之は妙法蓮華

経のこと）は疑ひなしである。加之総名妙法蓮華経を受持する者は本門の本果妙たる久遠の本仏と本因妙たる地涌菩薩の功徳を収得するを得るのであると示された。

本門事具三千を明す第四は「妙楽大師云當知身土」等（九三九一〇七）の一文である。これは正しく本門の境智冥合の事具一念三千を示す文であり、日隆聖人の科文に従へば、「総じて止の五の文を結し、別して当文を結して、後に能摂妙法蓮華経の為に所摂と成す」とある如く、この妙楽大師の文（弘決五中二二ヲ）は、総じて巻頭に提示せる摩訶止観第五の文より以来叙述し来れる一念三千を結し、別しては当文即ち「問曰上大難未聞其会通如何」（九三八一〇六）より「我等己心菩薩也」（九三九一〇七）に至る本門事具一念三千を結し、此の事具一念三千を以て次の「夫始自寂滅道場」（九三九一〇八）以降に論ずる能摂総持の南無妙法蓮華経の所摂とするのである。

以上本抄の第一段に於ては要するに、初に本尊の意神たる観心の法体即ち一念三千の出処を挙げ、次に観心の正体としての一念三千について釈するのであるが、その中先づ理具一念三千より説き起し、次には事具一念三千に導入し、而して後に此の事具一念三千を以て本尊の正体たる総名妙法蓮華経の所摂と決定するのである。

二、第二段　本尊の正躰たる南無妙法蓮華経

本抄に三段ある中、第二段は「夫始自寂滅道場」（九三九一〇八）より以下の文であって、こゝには本門の本尊即ち滅後末法流化の本尊の正躰として、本門久遠の依正総在の能摂たる南無妙法蓮華経を顕示するのであるが、之を大別して二とする。

その第一は正しく本門の本尊の正躰たる南無妙法蓮華経を顕すのであって、之にまた三ある。その一は本尊南無妙法蓮華経の所摂たる本門久遠の依正三千を顕し、二には「此本門肝心」以下に、正しく本門の本尊の正躰たる南無妙

法蓮華経を正顕し、三には「正像二千年之間」（九四〇～一〇九）以下に、この本門の本尊南無妙法蓮華経の正像未弘なることを示されたのである。

一の南無妙法蓮華経の所摂たる本門久遠の依正三千を顕す中、先づ「夫始自寂滅道場」等の下に爾前・迹門等諸経所説の依正は倶に是れ無常なりと之を破し、次に「今本時娑婆世界」の下は正しく本門久遠の依正互融の事具一念三千を顕示するのである。次の二の本尊の正躰たる南無妙法蓮華経を正顕するのに、先づ「此本門肝心於南無妙法蓮華経五字乃至但召地涌千界説八品付嘱之」等と、久遠の依正互融の事具三千を総持せる能摂南無妙法蓮華経は本門八品に説き顕し、本化上行菩薩に付嘱せられた要法であることを示し、次に「其本尊為躰」の下は南無妙法蓮華経体内の能所依正を分別して、能摂本尊の体相を説示せられたのである。

さて第二段の第二は第廿一問の「問正像二千余年之間」（九四〇～一一〇）より以下の文で、次上に正顕した能摂総持の南無妙法蓮華経本尊が必ず本化地涌菩薩の出現によって末法に弘通せらるべきであるという末法流化の必然を説き示すのである。この第二の文、分れて三となる。

その一は本門本尊詮出の義証として五重三段の教相を立てられている。これは道理・文証・現証の三証中の道理である。この五重三段を論ずるに先立ちて設問して、何故正像二千余年の間本門の本尊を建立しないのかとて請答し、而してその答釈として五重三段を出すのである。五重三段を釈する中、初には前四重三段を示し、後に第五の法界三段を釈するのである。初の前四重三段の中一代三段・一経三段はたゞ序・正・流通の三段分節をなして正宗為正を論ずるのみであるが、迹門三段・本門三段に於ては三段分節を示して正宗為正を論ずるのみでなく、迹門正宗と本門正宗との経説の内容を挙げて両者の勝劣を対判せられている。即ち迹門正宗八品に於ける能説の教主は始成正覚の釈迦仏であり、その所説の法は本無分有の百界千如の理体であり、之に依って衆生の蒙れる利益は過去大通仏の種子を覚

知する迹脱である。ところが本門正宗一品二半に於ける仏・法・益は迹門のそれと天地の相異であって、その能説の教主は久遠実成の本仏釈尊であり、その所説の法は久遠の十界依正（本因果国）であり、その衆生の利益は本時久遠の仏種を覚知して増道損生する本脱である。この第四の本門三段の正宗一品二半に於て在世衆生の脱益が極成するのであるから、迹中一代五時の最勝の教法はこの本門正宗分所詮の本因果国十界の依正互融の事具三千の妙法蓮華経であって、この段階においてはこれが所謂三説超過の難信難解の正法である。然し之を以て直ちに滅後末法の本尊とすることはできない。この故に更に本門三段の上に第五の法界三段を設けて滅後末法下種の要法本尊を詮顕するのである。

法界三段を論ずる本文は「又於本門有序正流通」（九四一一一三）以下であって、初に序と正宗とを定めて、両者の優劣を判ずるのである。所謂法界三段に於ける序分とは過去大通仏の法華経乃至在世一代五十年の諸経、総じて十方三世諸仏所説の経々、即ち迹中一切の経々であり、正宗分は本地の寿量品の仏種子たる妙法蓮華経である。この寿量品と一品二半とは種脱一雙にして同体の妙法であるから、次の文に序正相対して正宗を以て序文たる迹中諸経を破するとき、正宗を一品二半とし、之を以て迹中諸経の仏種にあらざるを破するのである。

云く

自一品二半之外名小乗教・邪教・未得道教・覆相教……爾前・迹門円教尚非仏因（九四二一一三）

と、従って本門正宗寿量一品二半のみ真の大乗教・有得道教である。

（註）こゝに於ける寿量品と一品二半とは同体であるが、今両者の相違をいえば、寿量品は本地本門の妙法、即ち下種の要法たる本地総名体内の事具三千の佛種であり、一品二半は隆尊が「脱中の種子」といわれている如く、脱益の果を得る根本としての種子の意である。

事具三千の妙法蓮華経―┬―寿量品――下種の実体たる佛種
　　└―一品二半――脱益の果体たる佛種

次に法界三段の流通分であるが、之を出すのに、先づ迹門に於て一往・再往の両釈を設けて、一往を在世正宗の意とし、再往を滅後流通の意として、迹門に於てすら仏説法の本意は在世正宗よりも滅後流通にあることを示し、以て本門を説顕せんとして次に本門に於ても一往は在世正宗、再往は滅後流通の両釈を立て、仏意の本懐正しく滅後流通に在ることを示された。即ち云く

以本門論之一向以末法之初為正機……再往見之不似迹門本門序正流通俱以末法之始為詮（九四二一一四）

と。迹門と本門とは共に滅後流通を以て再往の要義とするのであるが、両者の異るところは、迹門に於ては序分は正宗の為の序分であり、正宗は流通の為の正宗であるが、本門に於ては最初の序分も正説たる正宗分も滅後流通の為である。何となれば本門の序分たる涌出品の前半に、既に滅後流通たる上行付嘱について、その所付の人として地涌菩薩を召出し、正宗寿量一品二半に於ては所嘱の法として滅後流通の仏種たる妙法蓮華経を開顕されており、分別品後半以下の流通分は専ら滅後の為の勧持・付嘱を顕説されたものである。今このことを「再往見之不似迹門本門序正流通俱以末法之始為詮」と仰せられたのである。この故に法界三段の流通分は本門の序正流通即ち本門八品である。されば前四重三段に於ては三段の中正宗を以て正意とし、之に序分と流通分とを摂するのであるが、第五の法界三段に於ては流通分を以て極意とし、之に序分も正宗分も悉く摂属せしめるのである。蓋しこれ前四重三段は在世正機の得脱の究意するところを詮顕せんとするに在るに対して、法界三段は滅後末法の劣機をして要法を以て下種せしめんとするが本意であることを詮示せんが為である。

かく別して法界三段を説き終り、総じて五重三段を顕し終って、前四重三段の究意たる第四本門三段の正宗分と今の法界三段の流通分との勝劣を論じて

在世本門末法之初一同純円也但彼脱此種也彼一品二半此但題目五字也（同上）

と仰せられたのである。今此の意を示せば、在世の正機の為に顕説された本門と末法の下機に説き遺された本門とは、共に純円独妙の妙法蓮華経であるが、但し彼は脱益の妙法、此れは下種益の妙法蓮華経であり、彼の能詮の経は一品二半、此の能詮の経は本門八品であり、彼の所詮の法体は事具一念三千、此の所詮の宗旨は但総名妙法蓮華経であるというのである。

さて本門総名本尊の末法流化を説示するその二は本尊の末法流化の文証で、第二十三・四の二問答、即ち「問曰其証文如何」（九四二一一五）より「捃拾遺嘱是也」（九四六一二〇）までの文である。この証文は正しく本門八品であるが、こゝでは本門八品の始終たる涌出・寿量・神力・嘱累の四品を引証し中間四品を乃至して解説せるもので、その他の経釈も引用せられれいるが、それらは皆この四品の経意を助顕せんが為の補釈或は付釈である。

凡そ本門八品はいうまでもなくその内容教義として法華経一部中最要たる上行要付を説く経文であるから、ここに引証せる四品の経文悉く上行付嘱を顕せるもの、即ち涌出品は本化上行等召喚の別命付嘱、寿量品は滅後失心の衆生に対する良薬付嘱、神力品は末法衆生の為の結要付嘱（要法付嘱）、嘱累品は正像二時の機の為の三摩付嘱（要法体内の広略付嘱）である。是れ曩に「本門序正流通俱以三末法之始一為レ詮」（九四二一一四）と仰せられた所以である。

所謂初の涌出品の経文は、迹化他方来の菩薩の滅後弘経の請願と、之に対する如来の制止と本化菩薩召喚の文であって、之を概して別命付嘱（本化地涌菩薩にのみ滅後弘経を付嘱せんとする故に）というのである。この別命付嘱の発端は前の宝塔品の通命付嘱（迹化・本化の区別なく、総じて一会の大衆に滅後の弘経を唱募したもう故に）に由来しているのであるから、この涌出品の文の次にその補釈としてこの宝塔品の通命付嘱の経文を出し、而して、釈尊が本化菩薩を召出したもう仏意は、久遠下種の妙法蓮華経を滅後末法の衆生に授与せんとして本化菩薩に付嘱せんとするに在ることを念釈して

所詮迹化・他方大菩薩等以三我内証寿量品一不レ可三授与一。末法初謗法国　悪機　故止レ之召三地涌千界大菩薩一寿量品

肝心以妙法蓮華経五字令授与閻浮衆生也。（九四三）一一六）

といい、然る後に涌出品の略開遠顕遠の終りの寿量の広開近顕遠を請答せる経文を引いて

寿量法門為滅後請之也（九四四）一一七）

と結前生後（涌出品を結し次の寿量品の義を起す）せられている。

次の寿量品の経文は先に「或失本心或不失者」とて、総じて妙法を被る所被の機に在世（不失心）・滅後（失心）の両機あるを標し、次に経文を引いて不失心の衆生は在世本門の得道なる旨を釈し、失心の衆生は滅後に於て地涌の出現により是好良薬の妙法蓮華経を下種すべき旨を釈せられている。今その失心の衆生に関する経文を挙ぐれば

余失心者見其父来雖亦歓喜問訊求索治病然与其薬而不肯服……是好良薬今留在此汝可取服勿憂不差作是教已復至他国遣使還告等

である。この経文に対して宗祖は余失心者の衆生の妙法を蒙る時は末法、還使還告といへるは本門の四依即ち地涌菩薩であり、「是好良薬寿量肝要名体宗用教南無妙法蓮華経」であることを示されたのである。この故に寿量品も上行付嘱の旨を顕せるもの、この付嘱を今旦く経文に随って良薬付嘱と称しておこう。

三の神力品の経文は最初に地涌菩薩の滅後弘経の発誓を挙げて、滅後末法に弘通すべき本尊南無妙法蓮華経は唯本化付嘱に限るべきことを示し、次に本化別付嘱の為の仏陀の神力示現の文を挙げて之を釈し、後には仏神力示現の後、本化菩薩に結要付嘱するの経文を挙げて、本尊南無妙法蓮華経は正しく滅後末法の為に本化上行等の菩薩に付嘱せられたことを釈せられている。ここに引証せる「以要言之乃至宣示顕説」の結要付嘱の経文に対して、天台大師は玄義一（和本二四ウ）及び文句十（和本二三ヲ）に五重玄を以て解釈せられている。故に所嘱の要法は五重玄具足の妙法蓮華経であることが理解せられる。されば寿量所顕の末法下種の「是好良薬」は、この神力品に来っては五重玄具足の妙法蓮

華経である。この故に前の寿量引証の解釈に於て、既に「是好良薬寿量品肝要名体宗用教南無妙法蓮華経是也」(九四四)と示されたのは、当品より立還っての解釈であることは明らかである。

(註)

一、寿量品の是好良薬と神力品の五重玄との同異(体同名異)

- 体　同――総名妙法蓮華経
  - 寿量品
    - 久遠下種
    - 末法下種
    - 是好良薬
  - 神力品――結要付嘱――五重玄具足
- 名異

二、結要付嘱の経文に対する五重玄釈

玄義一(和本二四ウ)

神力品中約教次第。一切法本皆佛法大経云一切世諦若於如来即是第一義諦衆生顚倒謂非佛法。今明言示之。故言一切法也。欲説此法先以神力駭動。故言一切自在神力。既見変通醒悟渇仰得為説教教詮実相。故言秘密之蔵也。稟教修行即有因果、故言甚深之事也。欲分別四義与余経同異故明教相耳。

文句十(和本二三ヲ)

結要有四句。一切法者一切皆佛法也、此結一切皆妙名也。一切力者通達無碍具八自在、此結妙用也。一切秘蔵者遍一切処皆是実相、此結妙体也。一切深事者因果是深事、此結妙宗也。皆於此経宣示顕説者総結一経唯四而已撮其枢柄而授与之。

四の嘱累品の経文は品初の如来の正付の文と、終りの付嘱し畢って分身諸仏に散ぜよという如来の唱命との文である。この嘱累付属は「以地涌菩薩為頭迹化他方乃至梵釈四天等嘱累此経」とある如く、滅後正像二時の為に

本化体内の迹化他方・二乗・諸天等に、本門要法体内の広略たる小・権・迹の諸経を付嘱せられたのである。されば神力品は滅後末法の為に別して本化上行等の菩薩に本門要法たる妙法蓮華経を付嘱せられ、嘱累品は滅後正像二時の為に本化上行等を上首として総じて迹化他方二乗等に、要法体内の広略の諸経を付嘱せられたのである。この故に所付の人に約すれば神力品は別付嘱、嘱累品は総付嘱であり、所嘱の法に約すれば神力品は総付嘱、嘱累品は別付嘱である。

而して嘱累品の「令十方来諸分身仏各還本土乃至多宝仏塔還可如故」の文を引きたもう聖意は、分身諸仏の来集・助証も多宝仏の涌現・正証もすべて正しく上行付嘱の為であり、従って多宝仏の正証も分身仏の助証も皆正しく上行要付の妙法蓮華経の証明である旨を表せんが故である。されば嘱累品引証の後に付釈して、「薬王品已下乃至涅槃経等地涌菩薩去了為迹化衆・他方菩薩等重付嘱之一。捃拾遺嘱是也」(九四六一二〇)とて、薬王品以下は嘱累品の所開余残の付嘱なる旨を示されている。

以上を以て本門の本尊の末法流化の文証を畢り、次に本門本尊能弘の導師の末法に出現すべき必然を説くのである。所謂

第二段、本尊の正躰たる南無妙法蓮華経を明す中、第二、本門本尊の末法流化を釈するに三ある中の三は本門本尊の能弘の導師たる地涌菩薩の末法必現を明すのであるが、此の文は第廿五問の「疑云正像二千年之間」(九四六一二一)以下「識法華者可得世法歟」(九四九一二三)までである。此の文を分って二とする。その一は地涌の弘経は末法に局ることを明し、二は第三十問の「問曰仏記文云何」(九四八一二二)以下に地涌の末法出現の必然を明すのである。

先づ一の地涌の弘経、末法に局る旨を明す文を見るに、初に第二十五、六、七、八の四問答を設けて重々に料簡されているが、その各問に対する答はいよいよ慎重を期して直答せず、第二十九問の「求云不レ説汝堕三慳貪一」に対

して始めて答釈を出している。即ち「答曰進退惟谷試粗説レ之」（九四七一二一）とて法華（法師品、寿量品、分別品、薬王品）・涅槃両経の五文を挙げて、地涌菩薩の弘経の時は滅後三時の中には法華誹謗の謗者の多き悪世末法時なることを示し、次に地涌菩薩の正像二時に弘通せざる理由を説き、三に地涌は末法悪世に出現して妙法蓮華経を弘通すべき旨を明し、而して後に以上を結して

当レ知此四菩薩現二折伏一時成二賢王一、誡二責愚王一。行二摂受一時成レ僧弘二持正法一（同上）

と仰せられている。

次に二の「問曰仏記文云何」（第三十問）以下の地涌菩薩の末法必現を明す文は、先づ法華経並に天台・妙楽・伝教の釈を引いて、地涌菩薩の末法出現の仏記を示し、その仏記に載する仏滅後の後五百歳即ち地涌出現の末法の時とは闘諍の起る時、即ち自界叛逆・西海侵逼の二難の起る時であると指摘し、次に地涌出現して本門の戒壇を興立すべき旨を明して、

此時地涌千界出現本門釈尊為二脇士一一閻浮提第一本尊可レ立二此国一（九四八一二三）

と云ひ、三国に経て此の本尊の前代未有なることを説き、而して後に正像未有の大地震と大彗星との天変・地夭の起れるを以て地涌四菩薩出現の先兆と看做して、地涌必現の相とするのである。何故この天変・地夭を以て地涌出現の先兆、大法興起の瑞相と見るかといへば、「智人知起」で、それは本化菩薩の妙智の然らしめる所、「唯独自明了余人所不見」の境地であるというのである。勿論その智人たる本化菩薩とはこの菩薩の末法応化日蓮大士御自身であること文裏に密示するところである。

（註）

一、自界叛逆・西海侵逼―自界叛逆は御振舞抄（一四〇三）に「鎌倉に軍あり京にもあり」といわれた文永九年一月十六日に起っ

た京都六波羅の北条時輔、鎌倉名越の北条教時の執権北条時宗に対する叛乱であり、西海侵逼は文永五年八月廿一日付の宿屋入道許御状（六〇七）等に予言せられた文永十一年十月及び弘安四年五月の元冠を指すのである。

二、大地震・大彗星―大地震は既に正嘉元年八月二十三日に起り、大彗星は文永元年七月四日に現れたもの、之を以て地涌出現の先兆、大法興起の瑞相とすることは本抄の外、呵責謗滅罪抄（一〇一七）、法華取要抄（一〇四二）、曾谷書（一一〇一）等に出ている。

三、第三段　総じて本尊たる総名妙法蓮華経の末法授与を結す

此の文は最終の「不識一念三千者」（九四九―一二四）以下の五十一字であって、是れ総じて事の一念三千を総名妙法蓮華経に摂して、末代の幼稚たる順逆信謗の下機に授与することを結するのである。即ち所裏の事具一念三千は第一段を結し、能裏の妙法蓮華経は第二段を結するのである。この総結の文は末法下種を顕すもの、その下種の導師は本化菩薩の応生たるべき人、これ前文に密示せる如く宗祖日蓮大士、下種の要法は事具一念三千（総名に対して別体理具三千という）総在の総名妙法蓮華経、下種を蒙る衆生は末代幼稚の愚人なること在文分明である。

此の文分れて二となる、その一は「不識一念三千」等の二十五字で、ここに本仏大悲の付嘱の相を示し、その二は「四大菩薩」以下の廿六字で、ここには本化大悲の擁護の相を明すのである。

而してこの本門の要法を聞法下種する衆生は四大菩薩の守護を蒙ること、太公望・周公旦の摂扶を受けたる周の成王の如く、また老臣たる商山の四皓の侍奉を蒙った漢の慧帝の如きであるというのである。

（註）

一、大公・周公・成王―大公は太公と書く、周初の賢人であって、姓は姜氏、名は呂尚、彼は年老いて渭陽に釣した。周の西伯（文王）たま〳〵猟して彼と相会した。そこで西伯云く、我が先君太公、当に聖人あって周に趣き、周以て興るべしといって

いた、子真に是の人である、我が太公、汝を望むこと久しかった、故に汝を太公望と云はうと。西伯、太公望を載せて帰り師とした。それより太公望は文王・武王に仕え献策宜しきを得て遂に周をして天下に覇たらしめたのである。周公は周の文王の子、武王の弟であり、姓は姬、名は旦という、武王を輔けて殷の紂王を伐ち天下を安んじた。武王早世するとき成王幼稚なるを以て摂政として能く之を輔弼し、礼楽を興して周の治世七〇〇年の基を築いたのである。成王は武王の子、名を誦という、彼は幼にして父武王の崩に遭うて摂政たる叔父周公旦の輔を得て礼楽・道徳の制を立て周の文化を興した人。在位三十七年の久しきに及んだ。

二、四皓・慧帝—四皓は漢の慧帝（孝慧）の老臣であって、綺里季・東園公・夏黄公・角里先生で商山に隠れ居たれば商山の四皓という。皓は白髪のことで老を表わす。漢の高祖、戚夫人を寵愛し夫人の生みたる如意太子に位を推らんとした。そこで正后たる呂太后高祖の謀臣張良に計ったところ、張良は四皓を召して呂后の生める孝慧太子の侍従たらしめた。孝慧太子がその慧帝である。

以上述べ来ったところを左に示すこととする。

第一段、観心たる一念三千　二—

—第一、観心の出処　二—

—一、観心の正拠　「摩訶止観第五云」（縮九二八主九三）以下

—二、本尊の意神　「問曰百界千如」（九二九九五）以下

—第二、観心の正躰　二—

観心本尊抄の大綱

一、理具一念三千　二
　一、十界互具難信の義　「問曰出処既聞之」（九三〇～九六）以下
　二、教主釈尊に関する大難問　「問曰教主釈尊」（九三三～一〇〇）以下
二、事具一念三千　四
　一、衆生・諸仏菩薩の種子　「但遮初大難者」（九三七～一〇四）以下
　二、事具三千具足の総名事行の観心　「問曰上大難」（九三八～一〇六）以下
　三、総名所摂の迹本の因果　「四大声聞領解云」（九三八～一〇七）以下
　四、結前生後　「妙楽大師云当知」（九三九～一〇七）等

第二段、本尊の正躰たる南無妙法蓮華経　二
　第一、本尊の正躰たる南無妙法蓮華経　三
　　一、本尊南無妙法蓮華経の所摂たる本門久遠の依正三千　二
　　一、爾前・迹門の依正を破す　「夫始自寂滅」（九三九～一〇八）以下

- 二、正しく本門久遠の依正を示す　「今本時娑婆」（同上）以下
- 二、本尊の正躰たる能摂南無妙法蓮華経　二
  - 一、本尊南無妙法蓮華経の立処　「此本門肝心」（九四〇一〇八）の下
  - 二、南無妙法蓮華経本尊の体相　「其本尊為躰」（九四〇一〇九）以下
- 三、本門本尊の正像未弘の意　「正像二千年」（九四〇一〇九）以下

第二、本門本尊の末法流化　三

- 一、本門本尊詮出の教相たる五重三段（理証）二
  - 一、前四重三段　「問正像二千余年」（九四〇一一〇）以下
  - 二、法界三段　二
    - 一、序と正宗　「又於本門」（九四一一一四）以下
    - 二、流　通　「迹門十四品」（九四二一一四）の下
- 二、本門本尊の末法流化の証文たる本門八品（文証）四
  - 一、涌出、二、寿量、三、神力、四、嘱累、　「問曰其証文如何」（九四二一一五）の下
- 三、本門本尊能弘の導師の末法必現（現証）二

一、地涌の弘経、末法に局る　「疑云正像二千年」（九四六一二一）の下

二、地涌の末法必現　「問曰仏記文云何」（九四八一二二）以下

第三段、総じて本尊の末法授与を結す　「不識一念三千者」（九四九一二四）等